

令和3年4月

第4回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和3年第4回和光市教育委員会定例会日程

令和3年4月22日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

議案第12号 和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者優先
交渉候補予定者の決定について

議案第13号 和光市民プールの管理を行わせる指定管理者候補予定者の決
定について

議案第14号 和光市民プール設置及び管理条例を定めることについて

日程第4 協議・報告事項

(1) 令和3年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について

(2) 社会福祉法人和光市社会福祉協議会任期満了に伴う理事の推薦につい
て

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	寄 口 昌 宏
〃 次長兼教育総務課長	前 島 祐 三
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 それでは、開会に当たり、御挨拶申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、まん延防止等重点措置が既に適用済の大阪などの都府県ですね、それから、20日には埼玉、千葉、神奈川、愛知の4県に新たに発令されて、現在、10都府県に拡大しております。特に、大阪府は緊急事態宣言を要請しており、さらに東京、京都、兵庫なども検討していますので、恐らく今週中には緊急事態宣言が発令されるようなことを、今朝のニュースで流しておりました。今後の感染拡大状況をしっかりと把握して、対応していく必要があるというふうに思っております。

中でも修学旅行ですね、また林間学校、こういった宿泊を伴う学校行事の実施についてですけれども、月曜日に校長研究協議会がございまして、その中でも申し上げたのですが、中学校が3校とも関西方面で、6月3日から17日の間に3校実施予定であり、この時期ですと、緊急事態宣言が発令されれば、かなり実施が困難になるということも含めて、また、企画料やキャンセル料というのが中学校の場合かかりますので、これは結構なお金になります。去年は国のほうから補助がありまして、賄えたけれども、今年は、この間にそういった状況の中で計画をされていて、急遽やめるとなると、企画料、キャンセル料は市としては持てない部分というもあります。学校長には3校とも秋口にできないかということで、ほぼその方向で今検討していただいております。

小学校は、秋口と春口に分かれるんですけれども、5校が5月13日からスタートするんですけれども、それから6月16日の間に5校が計画をしています。これはちょっと状況次第では厳しいなというふうな判断をしております。

また、林間学校ですね、これも6月16日から、これはオリパラの影響で、本来であれば夏期休業中に実施しているわけですが、前倒しで計画、昨年もしているわけですね。6月16日から8月6日の間に9校の林間学校が計画されていますけれども、これについても、今、検討をしているところであります。

いずれにしても、感染状況をしっかりと把握しながら対応していくことが重要と思っております。

それでは、これより令和3年第4回の和光市教育委員会を開会いたします。

次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を山田職務代理、
お願いします。

○山田委員 はい。

◎教育長の報告

○大久保教育長 それでは、日程第2、教育長教育報告ということです。お手元のほうに
配付をしております資料1について申し上げたいと思います。

1日ですけれども、給食協会辞令交付式、市職員の辞令交付式、市長訓示、新採用教
職員・転入者・管理職辞令伝達式、それから、給食協会理事会。本当に毎年この1日と
いうのはこのぐらいの数が予定されるわけですけれども、朝から夕方実施をしました。

2日には、振興基本計画を策定しましたので、これに基づいて、市内の小・中学校の
校長、教頭、そして教育委員会の公民館等、また図書館等も管理職を招集して、合同の
管理職会議を実施しております。

4日は、給食協会職員の研修会ということで、1時間ちょっとお話をしました。

その下が5日になります。和光農協から感染防止用品、それから横断旗の贈呈を受け
ました。消毒液が出るものですけれども、全ての学校に配付できました。

それから、9日は、広沢小、第二中のあいさつ運動、今回も規模を縮小して、地域に
あまり広げないで、学校のほうで実施をしていただいております。その後、定例の校長
会、午後は、埼玉県都市教育長協議会に出席をしております。

12日、同じく本町小のあいさつ運動、それから、公民館、図書館館長会議を行いました。
その後、臨時政策会議、教育相談・さわやか相談員の研修会を実施しております。

13日、下新倉小学校のあいさつ運動。

14日、大和中学校のあいさつ運動、その後、事務の共同実施を実施しております。

15日、第四小学校のあいさつ運動、その後、朝霞地区教育委員会連合会理事会に山田
職務代理者さんと一緒に出席をしております。

16日、定例教頭会議を開催しました。

19日が南部教育長会議に出席をしております。

20日ですけれども、給食協会調理員の辞令交付の後、校長研究協議会、その後、埼玉
県市町村教育長研究協議会に出席をしております。

昨日ですけれども、朝霞地区の教育委員会連合会総会に山田職務代理者さん、村中教育委員さん、それから牧委員さん、そして寄口部長とともに出席をしております。

今日は、午前中は政策会議とDXの会議、デジタルトランスフォーメーションの会議、で、現在、定例教育委員会。

24日は、南公民館利用者研修会でちょっと時間をいただいて、講義をまいります。

◎付議案件

○大久保教育長 次に、日程第3、付議案件ですが、本日のご審議をいただく案件は、議案第12号 和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者優先交渉候補予定者の決定について、これは資料2ですね。それから、議案第13号 和光市民プールの管理を行わせる指定管理者候補予定者の決定について、資料3、議案第14号 和光市民プール設置及び管理条例を定めることについて、資料4の3件になります。一括で上程をさせていただきます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それでは、議案第12号 和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者優先交渉候補者の決定についてを議題とします。

スポーツ青少年課より説明をお願いします。

○高橋課長 資料2を御覧ください。

議案第12号 和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者優先交渉候補予定者の決定について御説明申し上げます。

アーバンアクア公園における指定管理者の選定委員会により、選定を令和3年3月26日に実施いたしました。

申請者は6事業者で、3事業者が選考基準70点を超え、議案に提出した和光スポーツパーク共同事業と株式会社フクシ・エンタープライズに事業者の評価が拮抗する結果となりました。

選定委員5名による評価点数の、総合得点において和光スポーツパーク共同事業体が優先交渉権を獲得したため、令和3年10月1日から和光市アーバンアクア公園施設の指定管理を行う指定管理者としてよろしいか伺うものでございます。

施設名といたしましては、和光市アーバンアクア公園。

事業者名、和光スポーツパーク共同事業体。

住所が、さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心LAタワー30階にござい

ます。

代表構成員としまして、株式会社クリーン工房、代表者は川鍋大二様、住所は同じでございます。

構成事業者として、株式会社セイカスポーツセンター、代表取締役、玉川文生様、鹿児島県鹿児島市字宿二丁目18番27号の事業者になります。

提案事業といたしましては、魅力のあるスポーツプログラムとスポーツ教室、スポーツ大会の誘致、にぎわいのイベント、現在の施設には夜間照明がないために、LED夜間照明の導入を考えているということでございます。

また、施設の安全管理としまして、定期的な巡回、設備技術者の専門員の派遣ということでございます。

なお、市側にて算定しました指定管理料1億5,000万に対して事業者は、1億3,500万円の提示がございました。

指定管理期間といたしましては、令和3年10月1日から令和8年3月31日まで。

以上の内容により、和光市立公園条例第22条の規定に基づく和光市アーバンアクア公園の管理を行う指定管理者を指定したいので、和光市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、この議案を提出するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

議案第12号に附属の資料が添付されていると思います。ありますね。もしこういったものを御覧になっていただいて、御質問等がございましたらお願いします。

山田委員さん。

○山田委員 この優先交渉候補者予定者というのは、この選考委員会で決定をして、予定者ということは、ここでまた決定をすれば指定管理者とするというような方向で位置づけられていくという流れでよろしいですか。

○大久保教育長 高橋課長。

○高橋課長 教育委員会の皆さんに御承認いただきました後、市議会に提出させていただきます。こちらで議決が得られれば、提案の事業者と協定を結ぶ、要は、契約という形になります。

なお、この第一優先者が万が一事業をできないという形になりますと、次点候補者に交渉へ振り替えていく予定でございます。

○大久保教育長 定例の教育委員会のほうには、この団体が、事業者が予定候補になりましたよということのお知らせなんです。最終的には議会で。

内容について、またもしこれはどうなのというところがありましたら、どうぞ。

実際、教育委員さん方も、このスポーツアリーナを御覧になっていないと思いますので、こういった施設も機会をつくって見ていただくようなことができれば。

○山下委員 鹿児島会社だと思って、ちょっとびっくりして調べてみたら、ボンタンアメの会社なんですね。すごく有名な、スポーツジムで有名な会社だということで、またびっくりしました。

○高橋課長 総合体育館の指定管理をさせていただいている、セイカスポーツセンターを主体として、クリーン工房が共同事業体で入っています。アーバンアクア公園管理主体が逆転しまして、クリーン工房が主体でセイカスポーツが受付事務の体制になります。アーバンと総合体育館の双方の運営をいただければと考えています。

○山下委員 セイカスポーツで調べると、一番最初に和光市の総合体育館が出てくるので、御縁がある感じだなと思いました。

○大久保教育長 ほかにいかがですか。

どうぞ、山田委員さん。

○山田委員 7の基本方針のところ、これは、この資料というのはプレゼンか何かで使った資料なんじゃないかな。

○高橋課長 そのとおりです。

○山田委員 右側の四角の中に、障害者支援の一般的に使われない障碍という字が使われていると思うんですが。何か深い理由があって、この障碍というのをつけられたのかなと。

○寄口部長 よろしいですか。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○寄口部長 いわゆる碍、の碍というのは、これ、昔、使っていたんですけども、いや、それはよくないだろうという声がありまして、平仮名に書いているところが多いですね。ただ、最近、あえてその字を使って、障碍者というふうに表示している団体とか、会社とかが増えているのも事実なんですね。だから、一つのその会社としてもその字を使ったというポリシーといいますか、そういうことだと思います。

○山田委員 そういう思いがあって使われたんだったら。

○寄口部長 あえてこちらを採用したんだと思います。結構この字を使っている会社、いらっしゃるようですね。

○大久保教育長 ほかにどうぞ。

(発言する者なし)

○大久保教育長 よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問等がなければ、質疑を終了します。

採決します。

議案第12号 和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者優先交渉候補者の決定については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第12号 和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者優先交渉候補予定者の決定については、原案のとおり可決されました。

次に進みます。

議案第13号 和光市民プールの管理を行わせる指定管理者優先交渉候補予定者の決定についてを議題として、同じくスポーツ青少年課より説明をお願いします。

○高橋課長 お手元の資料3を御覧ください。

議案第13号 和光市民プールの管理を行わせる指定管理者候補予定者の決定について。和光市民プールについては、平成31年3月18日に広沢複合施設業務契約締結の議決をいただいたところでございます。

従来手法では、市が設計や建設、維持管理などそれぞれの別々の業者と契約を行っておりますが、このたびの事業手法では、市と契約を締結した事業者、PFI和光市広沢株式会社が、設計に関してから建設会社、維持管理会社、運営会社など事業者とのグループ構成を図りまして、各社と調整を図りながら事業を実施していくものでございます。

事業者の選定理由といたしまして、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の2第1項第4号の規定に基づきまして、PFI事業者により整備した公の施設で、当該整備の手続において管理を行う団体が決定しているときは、随意選定するものとされております。和光市民プールの指定管理者制度の導入に当たりまして、先ほど述べました規定に基づき、PFI事業者選定の選考及び必要書類の提出をもって、

指定管理者として適正が審査されていることから、P F I 和光市広沢株式会社を指定管理者候補者として選定してよいか伺うものでございます。

施設名といたしましては、和光市民プール。こちらは旧児童センターのため、児童センタープールとなっております。児童に限らず、いろんな方が使うということで、市民プールという形にしております。

事業者名、P F I 和光市広沢株式会社。

住所、和光市下新倉5丁目1番1号。

代表者、代表取締役、西岡正樹。

提案事業といたしまして、市民、行政、民間企業がみんなでつくる交流拠点にするというもの、また、子供、成人のスイミングスクールやアクアエクササイズの実施、そのほか、プール監視員の配置、また防犯カメラの設置をしております。また、学校の貸切りプールといたしまして、広沢小学校、第二中学校の児童生徒が使うことになります。法令保守点検、清掃、衛生、水質の安全管理の徹底、指定管理につきましては、20年間で6億6,704万374円という提示がされております。

指定管理については、令和3年12月4日から令和23年3月3日まで。

以上の内容に基づきまして、和光市民プールの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、和光市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づきまして、この議案を提出するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思いますが、この議案につきましても参考資料がございます。この参考資料等も御覧になっていただいて何か御質問等がありましたら、お受けしたいと思います。

山田委員。

○山田委員 市民プールのほうは、小・中学校の授業でも使うということで小学校、中学校から移動して使うということなんですが。更衣室はそのプールの更衣室を使って使用するのでしょうか。それとも、事前に準備をして向かうのでしょうか。

○大久保教育長 課長。

○高橋課長 こちらのプールの更衣室については、一般の利用者、団体の利用者とは別に、小・中学校専用の更衣室をつくります。学校専用の更衣室は、広沢小学校体育館通路を延長し、直接入れるようコースを作ります。

○山田委員　そうですか。

○高橋課長　ただ、こちらのほうは、原則、時期的なものでしか使わないという考え方に なりますので、学校用更衣室を空けておくのはもったいないということで、プール諸室 という形で、いろんな多目的に使える会議室等で、学校が使わないときに他の用途に使 う予定でございます。

○山田委員　分かりました。

○大久保教育長　ほかにどうぞ。　はい。

○山田委員　それからもう1つ、計画段階資料のその長期のところの部分、費用とか修繕 とか、そういう数字が出ていて、資料が細かくてよく分からなかったんですけども、 実際にその設備と建物等の修繕となると、10年に1回ぐらい大規模なメンテナンスが必要 かなと思うんですが、そういった大規模なものはこの建設計画には入っていないんで しょうかね。それとも、概算して入れてしまっているのでしょうか。

○大久保教育長　高橋課長。

○高橋課長　基本的には、公の施設になりますと、大規模改修、修繕等については、市の ほうがやるべきものと考えます。ただ、今回の建設において20年のスパンで指定管理を 行いますが、基本的な維持管理、またその定期的なメンテナンスを含めて、指定管理者 にて行う予定になっております。ただ、基本協定、また年度協定を締結していくんですが、 現在協議中になっておりますので、この辺、再度確認しながら詰めてまいりたいと 考えております。

○大久保教育長　はい。

○山田委員　こういう修繕は市のほうで費用を出すということなんですか、基本的に。

○大久保教育長　はい、どうぞ。

○高橋課長　全ての維持管理、修繕はPFI事業者で行う形で業務契約を締結しています。 利用途中でその設備が不具合を起こしたということであれば、建設等の管理会社という のはグループ構成に入っておりますので、その一連の中でやっていただくという形にな ります。

○山田委員　この事業、そのPFI事業で設定されている全ての民間のほうでやっていく ことですか。できたものは市のものになるから、市の責任において、修繕はしていく、 ということですか。

○高橋課長　基本的に新施設のため大規模な修繕はないものと考えており、既に締結して

いる業務委託において、市の事由によるものを除き、規模の大小に関わらずPFI事業者が行うとされており、市が現在の機能・性能を上回る要求を行わない限り、費用負担は生じてまいりません。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田委員 プールの利用料金については、市内の方と市外の方の金額になっていますけれども、この利用料というのは、一般的にはどのくらいの金額になっていますか。

○大久保教育長 どうぞ。

○高橋課長 次の議案14号にてご説明する考えでございました。近隣施設、朝霞市ですとか、板橋区などでいろいろ施設がございますので、そちらの利用料金を確認してございます。また、現在、提示しようとしている利用料金は、条例では上限を設定しているだけで、今後、指定管理者とその設定枠内で料金を設定しようと考えております。ただ、中途半端なおつりが出るような形にしたいものから、最終段階の協議に入っており、切りのいい料金で設定をしていきたいと考えております。

○山田委員 最終的な料金は指定管理者のほうでその上限以内で設置するということが。

○高橋課長 そのとおりでございます。今後、消費税が上がるかもしれない状況がありますので、その上がった部分の差額について、市も対応しなければなりませんので、その辺を受益者負担にするのか、市が負担するのか、最終調整入ります。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大久保教育長 それでは、御質問等がなければ、質疑を終了します。

採決します。

議案第13号 和光市民プールの管理を行わせる指定管理者候補予定者の決定については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第13号 和光市民プールの管理を行わせる指定管理者候補予定者の決定については、原案のとおり承認されました。

次に、資料4になります。

議案第14号 和光市民プール設置及び管理条例を定めることについてを議題として、スポーツ青少年課からお願いします。

○高橋課長 資料の4を御覧ください。

議案第14号 和光市民プール設置及び管理条例を定めることについて、条例案を政策課政策法務担当にて審議した後、パブリックコメントを実施する旨を市議会に報告いたしました。

現在、パブリックコメントを4月5日から5月5日まで1か月実施しておりますが、市民から寄せられましたパブリックコメントの意見結果等を市議会の全員協議会に報告するため、条例制定の議案について教育委員会の皆様から御意見を合わせて、6月議会に提出しようとするものでございます。

条例名、和光市民プール設置及び管理条例。

施設名、和光市民プール。

場所、和光市広沢1番5-54号。

条例内容につきましては、お手元の資料を確認いただきます。設置、名称、位置、事業、指定管理者が行う業務範囲、開館時間、休館日、利用許可、制限、禁止事項、許可の取消し、利用料金、料金の収受と返還、原状回復などを記載してございます。

条例施行日につきましては、市民プール開設となります令和3年12月4日から施行する予定でございます。

以上のとおり和光市民プールを設置したいため、地方自治法第244条の2第1項及び第96条第1項1号の規定に基づきまして、この議案を提出するものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今、高橋課長のほうから説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。

これは設置管理条例ですので、ちょっとよく目を通していただいてここはどうなんだとかがありましたら、どうぞお願いします。

高橋課長、いいですか。

○高橋課長 はい。

○大久保教育長 第8条に利用許可等というのがあるじゃないですか、第8条。

ここで、利用許可等については、指定管理者が許可するわけですよね。

○高橋課長 そのとおりです。

○大久保教育長 例えば先ほどの話の中での学校利用というのがあるじゃないですか。

学校利用の場合は、このプールのコースなんかはどんなふうを考えられるのかちょっとお聞きしたい。

○高橋課長 一般利用と違いまして、学校の場合はプール施設全体を貸切りにいたします。

○大久保教育長 全体ですか。

○高橋課長 はい。子供たちが例えば1学年使うとして、7コースございますので、こちらの全て利用可能といたします。

○大久保教育長 学校のほうから使用計画を出してもらって、それを指定管理者が見て、この間は、この時間帯は一般の方の入館はできませんという形になるわけですか。

○高橋課長 そのような形になります。一般の方は3か月前の利用開始になりますので、その前に、まずは学校と協議をさせていただいて、学校行事として利用を制限します。

○大久保教育長 今までのプールだとね、天気が悪かったりするともう中止ということになるんだけど、屋内なんで中止はもうなくなるわけですよ。

○高橋課長 そのとおりです。

○大久保教育長 だから、計画どおりできるなと思うんですけどもね。

○高橋課長 市民プールは、温水になりますから、水温が27度から、30度ぐらい、室温と合わせて設定はしてまいります。結構水温が温かいプールなのですから、子供たちのぼせないかどうか心配なところはございますが。

○大久保教育長 分かりました。

どうぞ。

○山田委員 水温をそういう高い設定したのは理由があるんでしょうか。

○高橋課長 水温というのは大体、PFI事業者の構成員にティップネスという業者がありますが、施設を管理する業者となります。他の施設ではどれぐらいなのか、季節に応じて水温の関係でも、気温と一緒に上げ下げをするという形で、一番低い温度でも27度ぐらいだと聞いています。25度ですとちょっと冷たいということなので、少し高めがなっているのかなというような感じはします。業者の設定では27度から31度未満という形でやっているみたいです。

○山田委員 一般的に、競技で使う場合って温度設定はあるんですか。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○寄口部長 私がちょっとインターネットで調べたところなんですけれども、興味がありまして、そうしたら競技の場合は27度前後、一般の市民プールなどは30度ぐらいというふうになっているんです。競技の方はやっぱり相当泳ぎますので、暑くなるということで、そこは下げるという説明でした。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 山下委員さんは何かありますか。

○山下委員 今年度はやはり二中のプール授業はない感じになりますか。

○大久保教育長 それは学校教育課長のほうから。

○佐藤次長 通常に行う予定です。コロナの関係で変更があることもありますけれども。

○山下委員 最後のお役目を果たすわけですね。

○佐藤次長 はい、そういうことでございます。

○山下委員 そのプールの跡地は、その校庭として・・・。

○佐藤次長 そこは現次点ではまだ決まっていないです。

○大久保教育長 どうぞ。

○前島次長 広沢小学校のほうは、取壊しが決まっております。第二中学校は、下に部室があるものですから、建物自体はそのまま利用するような形で、プールとしては利用しませんので。

ちなみに、広沢小と二中のろ過器が比較的新しいものですから、それは移設して、四小と第三中学校に付け替えるという形を取ります。

以上です。

○山下委員 広沢小学校のプールは壊すけれども、二中の場合は、建物があるから2階と
いうか、屋根部分にあったプールを使用しなくなるということですね。

○前島次長 そういうことになります。

○山下委員 分かりました。

○大久保教育長 水はどうするんですか。

○前島次長 今日、水道部からも問合せがあったんですけども、水を張ることはないと思いますので、今、大きな管が通っているんですが、それは多分、まだ決定はしていないんですけども、恐らく止める形にして、必要な水道については校舎側から布設し直すような予定だというふうに推測しております。

○大久保教育長 消防法関係は全然ないのでしょうか。要するに、今まで、プールという

のは防火用水の役割で。だから二中也、道路側に放水できるようになっているんですよ。

○前島次長 その点については、確認取れていないので、後ほど確認したいと思います。

○大久保教育長 はい。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、牧委員さん。

○牧委員 利用料金のほうなんですけれども、資料3ほうのだと提示されているのは、まず200円、400円という、17ページにあったんですけれども、資料4のほうの2枚目をめくったところ、450円、230円とあって、450円、230円のほうが決定的ですか。

○大久保教育長 どうぞ。

○高橋課長 こちらの案件に出させてもらっている料金というのは、上限設定でございます。当初、PFI、和光広沢株式会社から提案されたときには、消費税8%の段階で算出した数値にはなっています。現在消費税が10%に上がっておりますので、その辺どうするかという相談もございました。その中で、現在、20%辺りまでを見込んだ段階で、大人の料金450円設定かけたのですが、今後、どういう社会事情の変化があるか分かりません。市民の皆様に負担をかけないというのが原則だと思います。そのためにこの上限設定させていただいて、これ以下の利用料金にて最終決定する予定でございます。

ちなみに、こちらに表記している金額は、消費税10%で算出したときに、利用料が407円になります。指定管理者に7円負担されるわけにはいきませんので、だからといって、410円というと余計に利用料を取ってしまうような形なので、なるべく400円にとどめようという協議はさせていただいております。子供は半額で設定しています。

○牧委員 ありがとうございます。

○山田委員 この料金設定は、例えば大人450円が入って、専用でコースを利用するとすると、5,000円がプラスになるということですか。

○大久保教育長 どうぞ。

○高橋課長 団体利用の場合は、最低5人以上で団体登録をさせていただきます。その場合、コースを占有してしまいますので、そのときのコース使用料として5,400円を頂くことになり、その団体から使用料をいただきます。

○山田委員 1人1人は450円ですか。

○高橋課長 個人利用の場合は一人の使用料、団体がコースを専用利用する場合はコース

使用料となります。

○大久保教育長 そうすると、学校が利用する場合の利用料は。

○高橋課長 年度当初に各学校の児童・生徒数を提示し、学校プールとして利用する時に人数分の料金を支払うこととなります。

指定管理料が20年間で設定されたそのサービス込み料という形で提示されているのですが、プール運営会社はその自主事業がいろんな維持管理を含めた形での算定になっています。こちらの使用料、学校事業で抑えたとしても、その年間20年でトータルで考えてもらいますので、学校利用は別に納めることとなります。

○大久保教育長 ほかの学校も使わせたいですね。

○山田委員 ほかの学校も使えるのでしょうか。

○高橋課長 市民プールについては、広沢小と二中のプールを廃止するという条件の下で、2校の利用という形でおりますが、今後、ほかの学校が使うということであれば、その辺は指定管理者との協議が必要になるところだと思います。

○大久保教育長 基本的に、そのプールの維持管理料というのは年間かなりかかるわけですよ。仮に、プールをいつからいつまで使用すると、使用料払っても絶対にそっちのほうが安いという感じがする。使えるか使えないか分からないわけで、自然相手だから。屋外のプールというのは。だから、計画がきちっとこなせるというのは屋内でないと無理ですね。そうすると、課長。学校間格差ということは課題ですね。

○佐藤次長 そうですね。

○大久保教育長 ちょうどプールの時期というのは1学期じゃないですか。そうすると、天候が結構不順なんですよ。この辺ちょっとまた課題にしないといけないと思います。ほかいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大久保教育長 それでは、御質問がなければ質疑を終了します。

採決します。

議案第14号 和光市民プール設置及び管理条例を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第14号 和光市

民プール設置及び管理条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。
以上で、本日予定された議案は、全て議了しました。ありがとうございました。

◎協議・報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4、協議・報告事項に進みます。

本日の協議・報告事項は、令和3年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について、資料5になります。もう1つが、社会福祉法人和光市社会福祉協議会任期満了に伴う理事の推薦について、資料6の2件になります。

それでは、各課から順次説明をお願いします。

初めに、令和3年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について、生涯学習課からお願いします。

○茂呂課長 それでは、資料5を御覧ください。

令和3年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について御説明をさせていただきます。

令和3年度の和光市人権教育推進協議会の会員3名及び理事1名の推薦をお願いしたいと思います。任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。

この協議会につきましては、基本的人権を尊重し、和光市における同和問題を初めとした女性や子供、高齢者、障害者、外国人など様々な人権問題の解決に向けた人権教育の振興を図る協議会となっております。

協議会の開催状況につきましては、会員の方は総会、研修会、講演会など御出席いただく回数が年に4回程度でございますが、理事の方は、そのほか理事会が2回、さらに、会長、副会長を務められますと、人権標語選考会議にも御出席いただくこととなります。

なお、本年度につきましても、新型コロナウイルスの状況によりましては、書面等による開催や事業を中止させていただく場合もございます。

理事の推薦につきましては、これまでも教育長職務代理者をお願いしておりましたことから、引き続き山田教育長職務代理者をお願いをし、理事以外の教育委員さんにつきましては、会員としてお願いをさせていただけたらと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御意見等がなければ、山田教育長職務代理者、よろしく願いいたします。

○山田委員 よろしく願いします。

○大久保教育長 よろしいでしょうか。願いします。

次に、令和3年度社会福祉法人和光市社会福祉協議会の理事の推薦について。

○前島次長 では、私のほうから御説明申し上げます。

社会福祉法人和光市社会福祉協議会理事の任期満了に伴う推薦について御報告申し上げます。

資料6を御覧ください。

資料で任期満了に伴う理事の推薦について、依頼文が届いております。

任期は2年で、活動内容は、大体年4回程度となっております。

現任の理事は山下委員ですが、山下委員さんとも調整させていただいた結果、引き続きお願いできるということで、ご了承を得ておりますのでご報告を申し上げます。

山下委員につきましては、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今お話ありましたように、山下委員さんに継続でお願いしたいということですので、よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○大久保教育長 それでは、山下委員、よろしく願いします。

以上で協議報告を終わりにしたいと思います。

◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○大久保教育長 次に、日程の第5に進みます。その他、教育委員さんからの諸報告と、それから事務局報告のほうに移りたいと思います。

初めに、教育委員さんのほうから何かございましたらお願いします。

山田委員さんから。

○山田委員 その前に、本日、午前中、埼玉県教育委員会連合会の理事会がありまして、そこで、こういう状況の中で総会を、5月18日に予定していたのですが、書面総会に決定をいたしましたので、御報告させていただきます。

それから、GIGAスクールでタブレットの配付ですね、配付状況とか活用状況などについて、現状どうなっているのかお聞かせいただけたらと思います。

○大久保教育長 はい。学校教育課長のほうからお願いします。

○佐藤次長 お手元の令和3年度和光市GIGAスクール推進計画について説明いたします。

タブレットの整備事業について、児童・生徒については4月から知る、触れる、使ってみる、具体的に慣れていくのは2学期からと考えています。保護者については、持ち帰りの利用規程を4月初週知、同意書提出、教員については、アカウント設定、準備と進めていきます。実際にタブレット端末については、3月15日から31日の間に各学校に配付されましたが、年度当初の転出入による数の若干の調整、それから、初期設定をした段階で不具合に至る台数が二十台弱あったということで、ちょっと4月スタートが遅れてしまった現状はございます。

現在、学校では、個々のアカウント設定をしながら、4月中には、子供の手元に渡し、まず使ってみるという状況ができるようにしております。コロナの関係ではオンラインという話も出ているので、できる限り家庭の持ち帰り、確認する作業は、ゴールデンウィーク明けにはできるように、今現在進めているところです。実際に、アカウント設定しなくても、パソコン自体は使えるので、学校によっては子供たちに渡し使用しています。アカウント設定をする関係で、4月すぐに使うということができていない状況です。

○大久保教育長 基本的に、3月末までの納入ということで準備を進めてきたわけけれども、結局、全国一斉なんで業者のほうに間に合わなくて、委員会でもそういうことにさせてもらっているわけですけども、契約変更させていただいていますね。で、やっと端末が全部納入されて、納入イコール使えるという状態ではないわけです。使えるまでには今度、次長から説明あったように、アカウント設定を全部していかなければ、1台1台。これが非常に時間かかっているわけですね。本当に担当も土日返上でやっていますので、現在、非常に堪能な校長、教頭、そして職員10名ほどでプロジェクトチームを構成しました。そのチームのメンバーは自分の学校だけでなく、和光市の情報について積極的に支援していくというチームなんですね。そういった力をかりながら、4月にはLANを使えるようにする。授業で使うとか、そういったのはこれから先になってくると思うんですよ。ただ、パソコンが動かせるという状態は4月からやっていくということです。

もう一方で、中学生はある程度スキルがあるんだけど、本当に小学校1年生から全部面倒を見なければならぬので、今考えているのは、高学年にまずアカウント設定の仕方を教えて、それから今度は中学年、低学年に支援に入っていきようなシステムをやろうということで準備しているんですね。いずれにしても、4月いっぱいには子供たちが自分の手元に自分のパソコンが届く。これを家庭に持ち帰る云々というのが、難しいんですね。つまり、同意書も取らなきゃいけない。それから、保護者がどういうふうに活用したらいいか。そういった説明も、ここにもあるように、保護者会等で周知させたかったんだけど、やはり去年と同じように、集められない状況の中で、この辺の苦慮をしているんです。どういうふうに伝えていったらいいかと。メールだけで伝わるくらいならとくにできちゃうんですけども、なかなか紙媒体で用意していますので、そういった説明の場もつくっていくということで、ちょっとその辺を苦慮しています。いずれにしても、使えるように4月中にはしていきたいという説明ですね。

どうぞ。

○**山下委員** この件につきまして、4月の中旬に、先週に二中で保護者会があったんですけども、この端末について一切説明がなかったのも、ちょっと不安になっているところではあるんですけども、この後、次の保護者会となるともうもはや夏休み前になりますので、このちょっとタイミングを逸しているんじゃないかと心配になっているんですが、説明も。配付されるよという告知も、私共はこれで知っていますけれども、御存じない親御さん、この状況だと多いように思われますので、告知はあってもいいのではないのでしょうか。そろそろありますか。

○**佐藤次長** 学校によって、保護者会で資料を配付し、説明できているところもありますが、できていないところもあります。その点につきましては、文書を配付の上、見ていただいて、確認をした上で同意書を頂くということになっておりますので、遅くとも来週には連絡が行くと思います。

○**山下委員** なぜそのようなことを言うかといいますと、例えば同じ小学校から違う中学校ですとか、保育園から違う小学校へ行って、うちでは来たよ、うちでは来ていないよみたいな、その辺があるので、学校の中だけでそろっていればよしじゃなくて、学校間で、和光市小さいので、そういううわさの話のレベルで、いや、うちでは来ないよ、あっちが早いとか、そういう話になっちゃうので。それをプリントで全部説明はきつと無理、大変なんじゃないかと思うんですよね。それで問合せが市に来ることになるので、ちょ

っと遅くなっても、足並みそろえたほうがいいんじゃないかという。

○佐藤次長 そこは校長会で確認をしまして、遅くても来週のいつまでにはということで確認が取れています。

○大久保教育長 学校の環境も違うんですね。本当に明るい先生がいればどんどん進められるんだけど、指示で動けるんだけど、指示して、そのとおりなかなかという学校もないわけじゃないんです。ですから、同じ環境を一斉にというわけにはいかない面があります。できるところをどんどん進めていってほしいと思ってはいるんです。そこで若干のその乖離はあっても、物を置いとくよりはよっぽどいいんであって、準備できたらスタートしてというようなところも踏まえながら、ただ、持ち帰りについては、かなりの課題もあるんですね、だから連休中に持ち帰らせて、自由に使えると言ったら何が起こるか分からないというような話もさせてもらっているんです。いずれにしても、5月中旬までには大体ある程度はできると思うのですが。

○佐藤次長 そうですね、持ち帰りについても、連休明けの2週間ぐらいの期間に一度持ち帰って、そのWi-Fiが設定可能かどうか、あるいは、ない家庭はどうするのかという確認も行う予定です。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

○山下委員 この件なんですけれども、大学なんかでもそうなんですけれども、Wi-Fiで家庭において、例えば宿題をしなければならぬというときに、大学ですと、大学のほうに居残りをして、もしくは大学の教室に来て、Wi-Fiをつないで作業をしているんですが、いろいろ授業があるんですけれども、場合により学校で、例えば放課後残ってWi-Fiをつないで作業するということが認められるかどうかということは、少し検討されてもよいのかなと思います。

特に完全オンライン授業になってしまったときに、どうしても、Wi-Fiが使えないという場合に、学校の教室に来て、一部、どうしてもそういう環境に恵まれない方のために、今日はWi-Fi作業のためのスペースをオープンするかどうかということについては、今のうちから検討されておいたほうがよいかなと思います。

○大久保教育長 就学援助を受けられている家庭については、ルーターを用意しているんですね。小学校で90台、中学校で36台。ですから、それは貸出しできるんです。それで補充すればほぼ昨年の調査でも97%ぐらいの環境設定はできているので、何とかかなというふうには思っているんですけれども、いずれにしても、持ち帰って動かして

みないことには、正確には分かりませんので、その作業をできるだけ早くして、環境をきちっと整えるということが大事かなと考えています。

ほかによろしいですか。

それでは次に、各課からお願いしたいんですが、初めに教育部長、就任の挨拶、どうぞ。初めてです。

○寄口部長 はい。4月に教育部長に着任しました寄口昌宏でございます。どうぞよろしくをお願いします。

少しだけ話をさせていただきますと、いろいろな仕事をやってきたんですけども、特に長かったのが、学校教育に関係ある部分でいいますと、文化・芸術担当をやっていました。サンアゼリアの関係で10年以上担当をずっとやっておりまして、和光市のサンアゼリアを拠点として、芸術・文化の振興を図っておりました。あと、国際化もやっておりまして、市内に住んでいる方の外国人の方への住みよい町をつくるというところで、姉妹都市はアメリカのロングビュー市がございます。そこの交流を、それをやっておりました。中学校はなかなか今まで国際交流をできなかったんですけども、和光国際高校などは、春に2週間、ロングビューの高校に行って、そこでホームステイをしながら学校に通うんですね。あと、卒業する生徒でアメリカに留学したいんだという人たちを、大学はあるんですけども、そこに自動的に入れるように、そういうのはシステムはつくって、現在、第1号で、向こうの大学で優秀な成績で頑張っておられます。そのような課でやっておりました。なので、もし、和光の先生方にまだこれは話していないので、協力を得られればなんですけども、和光の中学生と向こうの中学生の交流だったりとか、あとは、模擬留学じゃないですけども、GIGAスクールみたいなそういうものを使って、何かやっていければいいかななんて思って、子供たちにはそういう経験と、健やかに育てる環境をつくりたい、それから市民の皆様には、生涯学習とスポーツですので、文化的で、それで健康な、そういう温かい光、和光市をつくっていくように、そういうところで寄与できたらいいのかなと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

次に、教育総務課から順番にお願いします。

○前島次長 私のほうからは、1点提案と、あと1点報告させていただきたいことがございます。

昨年度、教育委員会に着任させていただきまして、1年間、例えば予算計上ですとか、議会对応の業務を携わってきたところですが、それ以外に修繕、あとは、現場の新しい教室の設置だとか、現場で害虫が発生したなんていうとその箇所を見に行ったりとか、よく教育長さんが口にしています現場主義という言葉ですね、そこに重みを感じながら、実際に現場を見に行き、自分の目で確かめることの大切さを再認識したところです。

先日も通学路、南方面でしたが、危険箇所があるということでメールが来ましたので、教育長さんと一緒に、登校時間に合わせて、朝早く通学路の現場に出かけて確認をしてみました。やはり現場に行って、つぶさにその状況を確認するということはとても大事なことで、実際に行ってみると、現場で話をしてもらえたりですとか、今まで見えなかったものが明確になってくるということがあるなということを感じました。

そういう点からも、皆さんからも度々御要望をいただいているところではありますが、現場主義の一環として、今年度、小・中学校の教育現場に実際に皆さんと一緒に視察という形で見学させていただいてはいかがかなということを提案したいと思います。できれば1回きりではなく、今年度何回か、小学校と例えば中学校とか、実際に現場に皆さんと一緒に行って、今、現況で言えばどういう状況なのか、コロナの対策はどういうふうに、皆さん、先生も一生懸命やっただけで、どんな状況なのかとか、あと先ほどお話出ましたけれども、GIGAスクールということで、1人1人にコンピューターが配られるような状況で、どんな授業ができるのかなというのにも御興味あるんじゃないかなんていうふうにも思っておりますし、我々も期待しているところですので、もしお時間いただければ見ていただきまして、あと栄養面なんかからも、給食と一緒に試食してみるとか、こちらの給食については実費負担になるところではあるんですけども、そういうのを実際に頂きながら、学校の教育現場というのを確かめていきたいなというふうに考えているところです。

1点目はその提案ということでお話をさせていただきました。

もう1点目なんですけど、昨年度、下新倉小学校をフィールドとして、本田技研のロボットの検証実験というのをさせていただいたんですが、本年度、白子小、新倉小、第五小と3校をフィールドにしまして、今度は有償の検証実験やりたいということで御提案いただいておりますので、今年度につきましても有償のロボットの検証実験をさせていただこうかなというふうに考えております。有償というのは、月々の通信料として1,500円を参加者の方に頂いて実験をするという形になります。期間につきましては、6月1

日から11月の末日までということで、半年間実証実験をしたいということですので、その方向に今話を進めているところです。

報告は以上になります。

○大久保教育長 ありがとうございます。 続いて。

○佐藤次長 学校教育課から、新年度のコロナ対応について簡単にお話をさせていただきます。

4月入ってから緊急事態宣言が解除されていたとはいえ、やっぱり収束に至らないということで、基本的には、1月の緊急事態宣言下と同じ対応を学校には求めてきました。具体的には、日常の健康観察ということで、検温及び朝のサーモグラフィーの検温、3密回避の徹底ということで、全校集まるのは今もしていませんので、始業式等は放送、または、校庭で行った学校もあります。給食についても向き合わず、しゃべらず、しゃべるときはマスクをして食べ終わってからということでお願いをしております。清掃については、特に特別なことはしておりませんが、スイッチだとか触るところに関しては、1日に1回は消毒を今も続けております。

学習指導については、やはり対面等については十分に気を遣うということで、音楽の歌だとかリコーダーに関しては、今は音楽室ではやらないようにしています。

それから部活動については、朝練習ですとか、昼を挟んだ練習はしないということで、実施しています。

行事については、冒頭で教育長からもありましたけれども、中学校の修学旅行は、2学期に延期、運動会、体育祭、林間学校等々についても、今後の様子を見ながら延期または中止の措置を取らざるを得ない状況です。ゴールデンウイーク明けの状況で変わってくるかと思えますけれども、その辺また様子を見ながらやっていきたいところでございます。以上です。

○大久保教育長 生涯学習課お願いします。

○茂呂課長 生涯学習課の事業について御報告いたします。

令和3年度からわこうっこクラブにつきましては指定管理者制度となり、北エリア（白子小、新倉小、北原小、下新倉小）と中央エリア（第三小、広沢小、本町小）は、社会福祉法人和光市社会福祉協議会が運営を行っております。また南エリア（第四小、第五小）は、特定非営利活動法人ワーカーズコープが運営を行っております。

これまでの子ども教室の部分につきましては、6月からイベント型体験教室として、

わこうっこクラブの中で実施をしていく予定となっております。

続きまして、各施設のコロナ対応の状況について御報告いたします。

これまでと同様に市内公共施設におきましては、利用制限の対応を行っておりますが、公民館では4月20日から5月19日まで、まん延防止等重点措置等に基づき、県の対応に準じまして、シャワーの利用、カラオケやコーラスなど大きな発声を伴う利用を制限させていただいている状況でございます。以上です。

○大久保教育長 次に、スポーツ青少年課お願いします。

○高橋課長 スポーツにおきましても、コロナの関係で施設の利用制限が続いておりますが、改めてまん延防止の重点措置の関係で、シャワー室関係が使いなくなりました。アーバン、総合体育館、運動場、こちらのシャワー室が使用禁止になったところが付け加わっております。

また、先ほども議題に出させていただきましたアーバンアクア公園が4月1日よりスポーツ青少年課が管轄になりましたので、教育委員会の皆様にこちらの施設を視察見学したい旨がございました。現在、4月1日から5月20日まで、駐車場の増設工事をやっております。来月の教育委員会が、5月27日にあると思いますが、委員会が終わった後にお時間をつくっていただければ、ステップワゴンを用意しますので、現地視察をできないか提案をさせていただくと同時に、8ヘクタール余りの広々した公園で、ちょうど今季節がいいものですから、施設を御覧になっていただいて、通常の利用運営は土日祝日であり、平日の現地立入では利用者がいませんので、施設を十分見られますので、お時間を取っていただければと思います。以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

最後に、教育総務課から次回の日程についてお願いします。

○前島次長 それでは、次回の日程について申し上げます。

第5回定例教育委員会は、5月27日木曜日、午後1時半から402会議室で行います。よろしくをお願いします。

○大久保教育長 次回、5月27日木曜日、1時半ということです。

それでは、これをもちまして令和3年第4回定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時38分

第4回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員